

特定非営利活動法人
埼玉県介護支援専門員協会会報

さいたまケアマネだより 《第25号》

〈発行〉特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会（事務局）さいたま市浦和区仲町 2・13・8

第 7 回定期総会のご報告

平成 23 年 5 月 28 日（土）第 7 回定期総会が、「埼玉教育会館」にて開催されました。今年度は、東日本大震災での犠牲者への黙祷から始まりました。

総会は、議決権のある正会員 800 名、定足数 401 名に対して、出席者 42 名、委任状 281 名、書面表決 177 名、合計 500 名で、有効に成立いたしました。

ご来賓には、ご多忙中にもかかわらず、埼玉県福祉部高齢介護課長 手嶋頭久様（代理 副課長 吉永康明様）、埼玉県医師会会長 金井忠男様（代理 埼玉県医師会常任理事 松本吉郎様）、埼玉県歯科医師会地域保健部副部長 三木昭代様、埼玉県薬剤師会副会長 鯉淵肇様、埼玉県理学療法士会会長前園徹様、埼玉県介護福祉士会会長 平木久子様、埼玉県社会福祉協議会研修開発部長 遠藤訓夫様、にご臨席いただきました。

埼玉県福祉部高齢介護課副課長 吉永康明 様、埼玉県医師会常任理事 松本吉郎 様には、より一層住み慣れた地域で、自立した、質の高い生活向上支援という社会要請に答えて欲しいとの温かい励ましのお祝辞を賜りました。誠にありがたくお礼申し上げます。私たち介護支援専門員は皆様のご要望をお聞きし、要介護者の自立支援に向けさらなる努力して行きたいと思っております。

関係諸団体の皆様、今年度もご指導・ご支援を賜りますよう宜しくお願いいたします。



福祉部高齢介護課副課長
吉永康明様からご祝辞頂く



埼玉県医師会常任理事
松本吉郎様からご祝辞頂く

引き続き第 1 号議案から第 5 号議案まで上程され、

- 1 号議案・・・H 2 2 年度事業報告
- 3 号議案・・・H 2 3 年度事業計画案
- 5 号議案・・・H 2 3 年度役員候補案

- 2 号議案・・・H 2 2 年度決算報告
- 4 号議案・・・H 2 3 年度予算計画案

審議の後、採決に移り、賛成多数により全議案が採択されましたのでここにご報告いたします。早速、当協会の総力を挙げて、新年度事業に取り組んで参ります。会員の皆様のさらなるご支援・ご協力をお願いいたします。

文責 事務局

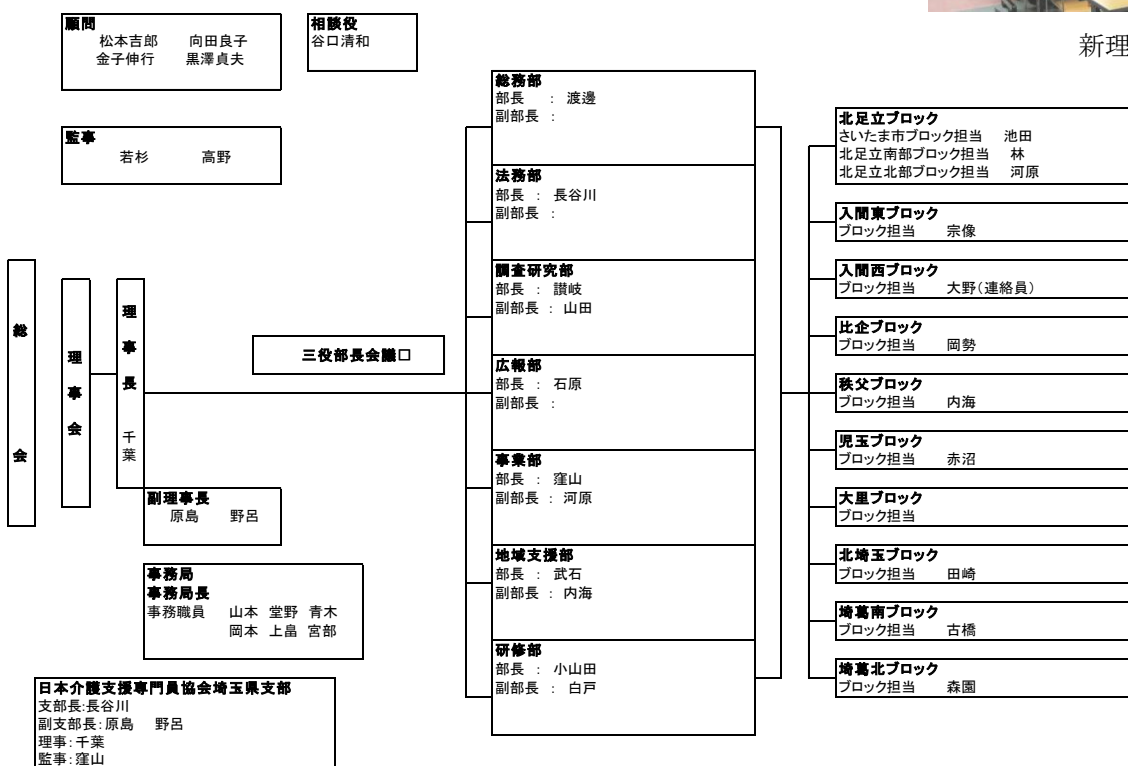
平成23年度 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会組織図

総会終了後、理事の互選により、新理事長には千葉道子（再任）、副理事長に原島清（再任）、野呂牧人（再任）の各氏が選出され、以下の組織図により協会の運営を行います。ご支援・ご協力をお願いいたします。



新理事長紹介

平成23年度 特定非営利活動法人 埼玉県介護支援専門員協会 組織体制図



平成 23 年度 第 2 回 会 員 表 彰

当協会表彰規定に基づき第 2 回の表彰が総会后実施されました。厳正な検討結果から今回は以下のお二方が表彰されました。おめでとうございます。

選考理由を以下にお示しいたします。

森園 秀子さん

平成 12 年 4 月 1 日の介護保険制度施行以来一貫してケアプラン作成に従事され、要介護者の自立支援に貢献されました。

平成 21 年 3 月には主任介護支援専門員となり、居宅介護支援事業所の管理者としての業務も兼ねて介護支援専門員の育成に努められました。また、埼玉県から受託した主任介護支援専門員の指導者およびそのほか研修事業の講師としても多大な貢献をされました。



須鴨 良夫さん

草加市介護認定審査会委員として介護保険制度の創世期から制度運営を支えられました。

平成 12 年から薬局の管理者兼介護支援専門員として薬剤師としての専門性を生かしケアプラン作成に携わり要介護者の支援に貢献されました。

また、当協会発足時、草加市の代表として立ち上げに参加され、協会の設立と運営に当られ介護支援専門員の社会的な地位向上に尽力されました。



基調講演をお聞きして

今年度の総会後の基調講演は、日常적으로ご指導いただいています埼玉県高齢介護課副課長 吉永康明 氏にお願いいたしました。

平成 24 年度介護保険制度改正、10 年先を見越して、埼玉県として、「私たち介護支援専門員に望むこと」と題し、お話をいただきました。

以下ご講演内容について主な内容を書き留めたものです。

本日のご講演は

1. 介護保険の現状

まず、介護保険制度のレビューと今後の介護保険を取り巻く課題についてのお話していただきました。

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年以降要介護者が激増して来るので、働く世代が減少し現状のままでは保険料の負担が増大するので対応が必須なる。

埼玉県の課題は高齢者の割合が急増するので、在宅サービスを増やすことが必要となること。しかしこれにより保険料が増大せざるを得ない。そこで

団塊の世代の方たちの有する知識・能力を活用し地域の力になっていただきたい。これは本人の幸せと生きがいに繋がるものである

そして、今後の介護保険を取り巻く課題として以下の 5 点を提示され、課題を無くすことは不可能であるが介護予防を実施することにより軽減化は可能と力説されました。

- ① 高齢者人口の増加
- ② 認知症高齢者の増加
- ③ 老夫婦世帯、高齢者単独世帯の増加
- ④ 都市部の超高齢化社会の進展
- ⑤ 介護サービスの担い手である介護従事者の確保

2. 今後の介護保険

去る 6 月 15 日改正介護保険法案が参議院本会議にて、可決成立しましたので本稿は割愛させて

いただきます。前号「ケアマネだより増刊 7 号」においても概要を掲載していますのでご参照ください。なお、衆議院の審議において「社会医療法人に特別養護老人ホームの設置を認める」法案は削除されました。

3. 今後望まれる介護支援専門員とは

平成 22 年 11 月 30 日社会保障審議会介護保険部会における

介護支援専門員によるケアマネジメントに対する評価は

- ① ケアマネジャーによるケアマネジメントの作成等は介護保険制度の根幹である
- ② 制度創設から 10 年経過し、ケアマネジメントが既に普及・定着していると考えられる
- ③ (利用者負担の導入を検討する際には) 適切なサービスの利用を阻害しないように配慮することが必要である

10%負担に関する賛否の両方の委員も、介護支援専門員が制度創設から獅子奮迅の努力をして今日の介護保険制度を作り上げてきた努力を認めている。

大いに誇ってよいことと思います。

そして同部会での意見として

「ケアマネジメントに求められること」

- ① 介護保険サービスやそれ以外のサービスとのコーディネートや関係職種との調整が必要であること (このことは今後一層介護支援専門員に求められる)
- ② 特に、重度者については、医療サービスを適切に組み込むことが重要であること
- ③ 利用者の意向を踏まえつつ (意向通りプランを作ってもよいとは言っていない)、そのニーズを的確に反映した、より自立促進型、機能向上型のケアプラン作成すること (ケアマネジャーの本来の役割であり、スキルが求められる)
- ④ ケアマネジャーの独立性と、中立性を担保することが重要である

アンダーライン部は吉永副課長が強調されたところです。

また、埼玉県の介護保険制度を司る立場として、埼玉県に寄せられた情報等から

介護支援専門員に望まれること

- ①介護保険やそれ以外のサービスの的確な知識を有すること（制度に関する法律等を自主的に学ぶ）
- ②地域のサービス資源について幅広い知識、ネットワークと調整力（地域資源を熟知していて、かつネットワーキング力が求められる）
- ③医療の知識と深い理解（その人の体調を保つオーダーメイドが求められる）
- ④客観的なニーズの把握と利用者への理解に裏打ちされた説得力
- ⑤独立性と中立性を保持する意思と力（本人が元気になる自立支援のプランを作ることが重要。日々の業務の中では限界があると思うが独立性と中立性を保持することが大切。）

これを実現するために

日々研鑽

皆さんが培って来られたケアマネジメントに自信をもって欲しい。

今後、介護職の医療的な行為も必須となってきますので知識、経験を日々研鑽して欲しい

との熱いメッセージをいただきました。

利用者の、自立支援のために

日々研鑽し、日々新たなりを目指しましょう。

なお、本講演は会員以外の主任介護支援専門員等へも公開講座とし、多くの介護支援専門員に聴講していただきました。改めてお礼申し上げますとともに、当協会への御支援をよろしく願います。

第 4 回 研究大会

研究大会は、今回で第 4 回を迎えました。今年度のテーマは『**変革**』です。変革とは、新しくはオバマ大統領の「チェンジ」あるいはロシアの「ペレストロイカ」を思い出します。変革は、壁を乗り越えた改善であり、改革は流れに沿った改善と考えられます。ここでは、難しくは考えず、利用者さんへの接遇のスタイルを変えたり、契約書に介護支援専門員を守る視点を取り入れるなど、日常業務に新しい視点を取り入れた仕事についても発表していただくことになりました。以下に発表者・テーマ・概要を掲載いたします。

1 席

老人保健施設の実際と居宅ケアマネと連携

～居宅のケアマネから老健施設相談を受ける立場になり思うこと～

ふじみ野介護老人保健施設ベテラン館 支援相談室長 内田英一氏

居宅のケアマネ業務から老健の相談業務に担当業務が変更になった。老健の対象者や実情を理解する中で、居宅介護支援業務の調整の困難さ感じていたが、その一因として立場の違いによる知識不足があった。老健の実情を発表し、理解していただくことによりさらなる連携が取れ、居宅ケアマネのサービス調整がスムーズになり、業務の負担が軽減し、利用者の在宅生活が長く継続できることを望みたい。また、全国老健協会が作成した新老健版ケアマネジメント方式を紹介する。

2 席

東日本大震災について

介護ぶれーん 代表取締役社長 渡邊 良夫 氏

訪問系のサービスを実施している当事業所で震災当日に起きたことは、固定・携帯電話が不通。交通の遮断により、利用者宅への訪問もままならない。余震の不安から在宅にいることすらできない状況になった。家族が東京での勤務のため帰宅できない。



特に、緊急時の判断が指導者に問われた。

どこへ避難するか、そのまま事業所で避難するなど社会的な責任が伴ってくる。また、避難先では指揮命令・被災者の把握と要求に対する対応が、即決で求められる。やはり予めマニュアル作成と訓練が重要だ。石巻・女川へ入浴サービスのボランティア活動して避難者に感謝された。このサービスはだれでも、どこでもできないが、寒さ、疲労、清潔さの維持のため入浴の要望が多い。

震災時での介護支援専門員の存在意義は何であろうか改めて考えると、利用者への安心・信頼関係の構築ではないかと思う。震災時の介護保険制度限界を改めて感じたが、制度にないサービスをいかに早く提供するかが重要ではないかと強く感じた。

3 席

居宅介護支援事業所モデル契約書の内容について

埼玉県介護支援専門員協会 理事 長谷川 佳和

「ケアマネを守る」ことを基本コンセプトとして、総務部が民法・介護保険法を確認しながら顧問弁護士と 1 年近く相談しながら作成したものです。

利用者版と家族等契約者版（利用者に判断能力がない場合使用する）があります。入院による契約終了と退院時の再契約という従来の契約方式の変更もしております。

会員在職の事業所、それ以外の事業所の方も利用できます。詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

4 席

ケアプランに積む様式の提案

埼玉県介護支援専門員協会 理事長 千葉道子

標準様式については、約半数の方が明確に分かりにくい・書きにくいと感じながらも、実地指導やケアプランチェック等で求められていること、そしてケアプラン作成ソフトもこの様式であるため、やむを得ずこの様式で作成していることが明らかになった。

・老企第 29 号において、「ケアプランの適切な作成等を担保すべく標準例であって、当該様式以外の様式等を拘束するものではない」と示されている。

ケアプランの適切性を書面で確認するための様式であるため、分析的で複雑になっていたりと、専門用語での項目立てになっている。

しかし、ケアプランを利用者・家族に提示し、同意と署名をいただくことが義務化されていることから、利用者・家族に適切で分かりやすいことが第一要件である。

・今回の「実務版」は、ケアプランのチェックにも対応できるよう、項目を網羅したため、アンケートのご意見にもあるように、見やすさにおいては少し難点がある。

本日の研究大会のコメンテーターには当協会顧問で、浦和福祉会理事長の黒澤貞夫先生をお願いいたしました。

各発表後の先生のコメントから

○制度があるから心がある。心があるから制度がある。

このことを銘記しておく必要がある。

○法律の中味への見解をしっかり持って、「公正中立」とは何か確認しておくことが重要である。

○勇気のある提案



黒澤先生、千葉、長谷川、内田、渡邊の各氏（写真右から）

東日本大震災等における要介護者等支援活動

震災から100日が経ち被災者の動向も落ち着いてきました。今回の「東日本大震災等における要介護者等支援活動」での具体的な成果はありませんでしたが、緊急時のボランティア支援体制作りのノウハウを学び得たことは大きな一歩といえます。一つの区切りとして、指定居宅介護支援事業所様宛に下記の書面をお送りし、お礼を申し上げ活動を終了しましたことをここにご報告いたします。

平成23年6月吉日

指定居宅介護支援事業所
管理者様

特定非営利活動法人
埼玉県介護支援専門員協会
理事長 千葉道子

避難場所における要介護者等支援について(御礼)

このたびは、東日本大震災の被災者に対する突然の支援依頼にもかかわらず、介護支援専門員としてのボランティア活動にご回答していただき、誠に有難うございました。

おかげさまで、埼玉県内の介護支援専門員480名以上の協力のお申出があり、当協会としても反響の大きさに驚いているとともに、皆様の熱い思いを感じる事が出来ました。

「埼玉県に避難された被災者に対して、何か介護支援専門員としての専門性を生かした形の支援を行いたい」という思いで、急遽、特定非営利法人埼玉県障害者相談支援専門員協会と共同で支援体制を作りました。「お一人でもいいから、支えたい」そんな思いでしたが、震災から100日が経ち被災者の動向も落ち着き、埼玉県内での支援活動圏も縮小の傾向にあり、活動を終了することにしました。

今回の企画での具体的な成果はありませんでしたが、今後の埼玉県介護支援専門員の活動に対する自信も付きました。

皆様方のお申し出に感謝するとともに、今後とも当協会の活動に対してのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

略儀ながら、書中にて感謝申し上げます。

日本介護支援専門員協会埼玉県支部情報

□ 日本介護支援専門員協会埼玉県支部第5回定期総会報告

5月28日(土)埼玉県介護支援専門員協会の総会・基調講演、研究大会終了後埼玉教育会館103会議室で開催しました。会員数168名、出席者数21名、委任状89名、合計110名となり、出席総数が過半数以上でしたので総会が成立いたしました。

1号議案：平成22年度収支報告

2号議案：平成23年度予算案

3号議案：平成23年度役員候補案

を審議し賛成多数で可決されました。

引き続き理事互選により

支部長長谷川佳和氏、副支部長に原島清氏・野呂牧人氏、理事に千葉道子氏、監事に窪山一枝氏が再任されました。

□ 代議員選挙

宗像健夫氏が、WEB選挙(今回導入されました)で当選されましたことをお知らせいたします。任期は2年です。

□ ブロック理事

今年度からの南関東ブロック(東京・神奈川・千葉・埼玉)理事に当協会理事長千葉道子氏が就任されました。任期は2年です。

□ 会費入会規約の変更

平成23年4月18日より、JCMAホームページによるオンライン入会は廃止となりました。理由としてはオンライン入会の場合会費納入以前に3ヶ月間の会員特典が付与されていることは、不公平であることによります。

賛 助 会 員 コーナー

- | | |
|---------------|---------------|
| ・ 医療法人地の塩会 | 戸田東在宅介護支援センター |
| ・ あいえん株式会社 | まごころサポートセンター |
| ・ 社会福祉法人 育心会 | 悠久園居宅介護支援センター |
| ・ 中央法規出版株式会社 | 東京営業所 |
| ・ 社会福祉法人和光福祉会 | 居宅介護支援センター |

ご支援ありがとうございました。

《受付順、掲載の許可いただいた事業所のみ掲載しております。掲載は 2 回しております》

法律に係る 困りごと相談室

定期的に法律相談日を設けております。

- ・ 相談日 : 9 月 27 日 (金) 15 : 00 から 17 : 00 です。
- ・ 相談員 : 当協会顧問弁護士 田中重仁先生

ご相談内容は、ケアマネ業務に限らず、ご自身の個人的なことでも構いません。(例えば相続に関する事等も)。ご相談は状況に応じて当協会事務所でも行います。当協会にご連絡ください。(土、日祝日は除く) なお、申込書式は、HP からダウンロードしてご使用ください。不明な点は当協会事務局にお問い合わせください(個人情報厳守いたします)

事務局からのお知らせ

- ① 平成 23 年度総会が、お蔭様で無事終了いたしました。ご協力に感謝いたします。
当日東日本大震災への義援金募集をしましてところ 5,563 円のご協力をいただきました。ありがとうございました。6 月 2 日、日本赤十字社へ送金いたしましたことをご報告いたします。

② 当協会節電対策について

原発事故に伴い、発電量が減少し、東京電力管内の需要家は 7 月 1 日から 9 月 22 日までの平日 9～20 時に、電力削減を義務付けられます。家庭での節減も義務ではありませんが、15%の節電要請があります。そこで、当協会事務局の節電対策として以下を実施いたします。をご不便おかけしますがご協力お願いいたします

- ・ F A X の夜間待機電力カット：概ね 17：30 から翌朝 9：00 受信ができません。
(待機電力 40W の節電です。実測値)
- ・ エアコン設定+2 度 C : 扇風機、よしず併用
- ・ 変形労働時間 (一部) : 昼食時間 12：00 からと 13：00 の 2 部制 (すでに実施済み。P C も電源オフ 10W)
- ・ 昼間の照明 (窓際) カット

当協会では、電流計を購入いたしました。(セパレーター付)
ご希望の方に送料自己負担で貸し出します。

③ 会員数増加活動キャンペーン:

紹介者 1 名につき研修無料券 1 回分提供します。会員の皆様のご協力をお願いします。 (4 月 1 日に遡って実施します。個人・団体会員受講券。詳しくは、HP ご覧ください。)

編集後記

久方ぶりに、秋葉原の電気街に行き、クランプ式電流計とセパレーターを買いました。見えるかにより、みなさんの節電効果を確認してみましょう。もしかしたら、お子さんの夏休みの宿題にも使えるかも。国や各社のホームページに節電効果が出ていますが、機種や組み合わせにより大きく異なることが分かりました。当協会に一式ありますので声をかけてみてください。

計測器店には、放射能測定器もありましたが、あまりにも高くて手が出ませんでした。原発事故の早期な収束を願わずにはおれません。短冊に祈りを込めて。

T・Y



発行人： 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 千葉 道子
特定非営利活動法人 埼玉県介護支援専門員協会事務局
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館内
TEL 048-835-4343 FAX 048-835-4344
Email : jn.kcx_vau.nd@palette.plala.or.jp

